

技術教育と 安全管理

中学校技術科の授業のなかで起る教師・生徒の災害が、最近各地で問題となつてゐる。子どもが、学校で正規の授業を受けていたらケガをしてカタツになつたといふ残酷な事態は、およそ教育の中に価しない、いわば「人こわし」である。授業中に、生徒が指を切り落すといふような「人こわし」に対処する文部省の対策は、目にあまる非人道的なものがある。中教研・技術教育部会でも、いくたびかこの問題について検討して来たので、以下に問題点の概要を紹介する。

まず災害の実態であるが、困ったことに、学校での災害の金額的な規模の統計は、現在のところないようである。学校安全会の災害に対する給付は、廃疾(いわゆるカタツ)に至らないものは各都道府県支部で処理されているから、現在つかみうる全国統計は、学校安全会本部が給付を行う廃疾災害だけである。災害の

2・3表に示す。

ここでわかることは、木工作業による災害が最も多く六六件七七%を占めること

事例調査は、安全管理の施策をたてるためにはぜひとも必要なことなのであるから、学校安全会や文部省の積極的な対策が欲しいところである。

学校安全会の調査によれば『産業教育』62年8月号13ページ、35年度・36年度中に給付請求のあった生徒の廃疾(いわゆるカタツ)は、高校一三九件・中学校二三七件で中学校の方がずっと多い。この中学校の廃疾災害のうち産業教育(技術科教育と読みかえてもよい)および作業中のものは八六件三六%に達している。技術科に施設設備が導入されてくるのはむしろ37・38年度に多いことや、学校安全会に給付もせずにうやむやにされているものも多いことを考慮すると、最近の技術科の災害件数はずつと多くなると考えてよい。

これら中学生の廃疾災害の内訳を1・

表1 中学生の廢疾作業別原因

作業種別場合	木工	金工	機械修理	飼料作り	伐採	草刈	竹細工	運搬	掃除	計(%)
教科	53	1	1	4	1	1	1	2	1	63(73)
クラブ	9					1	1	1	1	9(11)
行事	1			1		2		2		4(5)
課外	3									6(7)
休憩										3(3)
特定期										1(1)
計(%)	66	(77)	(1)	(1)	(6)	(1)	(5)	(1)	(2)	86(100)

『産業教育』62年8月号P.14による。

表3 中学生の廢疾の部位

	木工	機械	作業	切かな 断機ま た	
歯					
左眼					
右眼					
内臓					
左手	1				
右手	2				
左腕	3				
右腕	6				
左手	1				
右手	2				
足	1				
計	6	6	2	8	10

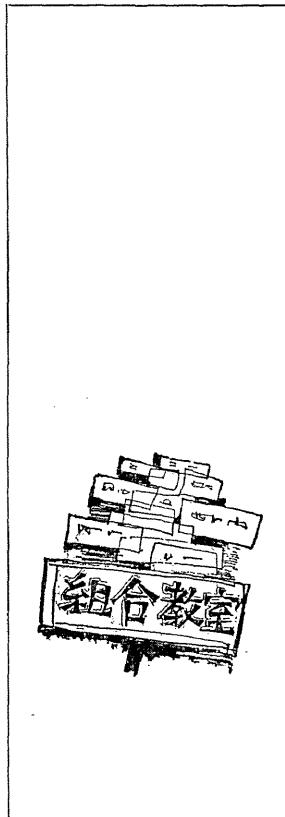
同上誌P.18による

表2 中学生の木工作業による廢疾(機種別内訳)

電気のこ	丸盤	旋盤	自動かんな盤	手押かんな盤	電気かんな盤	計
7	39	2	4	8	6	66
(11)	(59)	(3)	(6)	(12)	(9)	(100%)

同上誌P.15による
53件は、(教科の木工作業による廢疾)とある。大部の授業中にひき起こされると、その大部分は、(教科の木工作業による廢疾)である。

(.59)



中学校の全廃疾災の二二%にある。また、木工作業による廃疾災を機種別にみると、丸のこ盤によるものが圧倒的に多く三九件（五九%）にのぼっていることがわかる。中学校の技術科では、木工作業、そのなかでもとくに丸のこ盤が危険なものであることは以上のデータからも明瞭に読みとることができる。

2

中学校技術科教育における木工作業の危険性について、文部省はどう考えているか。38年5月に行われた産業教育担当指導主事研究協議会の技術、家庭科（男子向き）分科会の討議を、技術科教師にはすでにあまねくその名が知られている文部省の鈴木寿雄氏が、つぎのよう

にまとめている。『産業教育』63年7月号9ページ

（前略）ひきつづき、男子向きの分科会では、「安全管理および安全教育について」研究協議を行なった。

①丸のこ盤による災害が多いので、これを帶のこ盤に代えてはどうか。

②木材加工の比重を減らしたらどうか。

③一学級五〇人の生徒数では災害の発生を防止できない。「標準法」を改正して、この教科では三〇人以下にすべきである。これらについては、丸のこ

盤の使用をやめるとか、木材加工を減らすとかの考え方は、年間一〇件近く発生しているスポーツ事故や休憩事故を防止するため、スポーツや休憩をやめるという議論と等しく、教育的でない。安全教育の具体策について早急に研究を進めるべきである。とくに次の点について現場を指導して、その実績をみようということになった。

1. 学校の実情に即した安全規則が作成され、その徹底が図られているか。
2. 指導計画の中に安全教育が明確に位置づけられているか。
3. 受災可能な生徒を識別するための方法が具体化されているか。
4. 安全治具などが用意されているか。

（後略）

この報告の前段では、指導主事の側から技術科教育の危険性をなくすためには、安全管理の具体的な施策が必要であることが訴えられている。指導主事の多くは、文部省の意図する学習指導要領体制に組み込まれているとはいえ、彼らの大半は、文部省の意図する学習

工機械とくに丸のこ盤は危い、一学級五〇名では危い、何とかして下さいといわれるを得ない程、技術科教育は危険な状態に追い込まれてゐることが、ここに示されている。これを裏づける資料は無数にある。たとえば、東京大学の原正敏・東京学芸大学の村井敬二両氏が、都内の技術科教師について求めたアンケート調査によれば、『技術教育研究会会報』63年7・9月号、回答者の七〇パーセントの者が本工機械に不安や危険を感じてい

制し、「学級五〇名というしつめを強

る（表4）。

また、同じ調査によれば、回答者の一〇%の教師（生徒でない）が木工機械によって何らかの負傷をしているのである。

鈴木氏による前記報告書の中段は、指導主事の側が、文部省に対しても、木

工機械とくに丸のこ盤は危い、一学級五〇名では危い、何とかして下さいといわ

る。災害が起るという事態に眼を覆うことはできないのである。

指導主事（およびその背後の多数の現場教

師）に対する無慈悲な訓話である。一学

級の生徒数を減らして欲しいという意見

は切り捨てたうえで、木工機械は危険だ

からやめて欲しいという意見は、休憩時

間やスポーツは災害が多いからやめるべきだという等しく「教育的でない」と

威嚇する。ところまで、技術科の災害と休憩時やスポーツの災害を同列に扱ってよいものであろうか。

学校安全会理事長の北岡健二氏は、技

術科教師に対する安全講話（'63年11月8日、都教育研究所主催、中学校技術家庭

科教育研修会の席での講話速記より）のなかでつぎのように述べている。すなわち、学校で起る生徒の災害には「多く起るが決して大きな災害にならないものと、滅多に起らないが一たん起ると大きな災害になるもの」があり、年間一〇万件にのぼるスポーツ事故や休憩時事故は前者で「その大半が軽いケガでカタワになつたり、死んだりすることが滅多になつたり」という特徴をもつてゐる。したがつて、この種の事故は災害が多いといふこと

表4 技術科教師の木工機械に対する不安全感

木工機械の使用について不安や危険をお感じになりましたことがありますか。		
a. ある	227	(70)
イ. 丸のこ	164	(51)
ロ. 帯のこ	36	(11)
ハ. 手押かんな	102	(31)
ニ. 自動かんな	15	(5)
ホ. 無記入	35	(11)
b. それほど不安でない	84	(26)
c. 全くない	10	(3)
d. 無記入	3	(1)
計	324	(100%)

『技術教育研究会会報』63年7月号P.4による。

とおいて危険なのである。」これに対し、「水泳事故はケガをすることは少いが死ぬことが多といいう特徴があり、この種の事故は災害が大きいことにおいて危険なのである。」こういう観点からみると技術科教育における事故は「カタワにならない負傷はごくまれにしかない」と、そして「たん事故が起きたばあい、カタワになる可能性が非常に多い」という特徴をもっており、「この種の事故は手がカタワになるのが断然多い特徴をもっています。そして、このカタワは子どもの進路に大きな影響があることに留意していただきたいと思います」と教えている。

数の大小で威嚇する文部省は、ケガの大小（とくにそれはカタワになる）という点を無視している。子どもの安全を守り、子どもを育てあげるといふわれわれの観点からみれば、スポーツ事故や休憩時事故への対策は件数を減らすことに重点をおくべきであり、水泳事故や技術科の事故は絶対に起きないようにすることに重点がおかれるべきであつて、兩者を混同するのは全く「教育的でない」といるべきものである。

3

表5

負傷部 種別	歯	左眼	右眼	内 藏	左 腕	両 手	右 手	左 足	計
工作機械		1			1	2	36	27	1 68
農業		1					7	2	10
作業	1		2	1			3	1	8
計	1	2	2	1	1	2	46	30	1 86

鈴木寿雄「工作機械の安全テスト」(教師用手びき)P.1による。

表6 公立中学校の「工作機械」整備状況(37年4月1日現在)

種別 規模	糸のこ盤	丸のこ盤 帯のこ盤	手押 かんな盤 自動 かんな盤	角のみ盤	卓上 ボール盤	両頭型 研削盤	旋盤
5.学級以下 (2,718校)	台 1,229	台 547	台 517	台 (130)	台 330	台 313	台 96
6~17学級 (5,940校)	5,954	3,738	4,205	(1,184)	2,471	2,272	1,180
18学級以上 (3,108校)	6,124	2,738	2,962	(983)	2,769	1,859	1,381
計 (11,766校)	13,307	7,023	7,684	(2,297)	5,579	4,444	2,657

(注) 角のみ盤の台数は36年5月1日現在の調べによる。

鈴木寿雄、同上書による。

で、安全規則の作成を徹底、安全教育指導の徹底、受災しやすい生徒の識別、安全用具の用意という四点をもつと現場教師に指導すべきであるといふ。この四点のうち三点半まではすでに云いふるされて来たところであり、予算がなく、生徒数が多く、教師の持時間数が多くては根本的な解決策とはならないことも指摘されてきた。しかし、「受災可能な生徒を識別するための方法を具体化」するという问题是少くとも日本の技術科教育には新しい問題を提起している。鈴木氏の「うべきである」という点にある。

安全規則を熟知せず、あるいは性格的に灾害を起しやすい生徒を、一般の生徒と識別して、前者には機械の使用を禁止するなど特別の指導をすること目的として「完全テスト」がアメリカのインダストリアル・アーツではしばしば行われている。文部省はこれを我が国に導入しようといふのである。これはあいも、例によつて、アメリカでは一クラスの指導生徒数は三〇名を越えることはめったに

ないからこそ、安全テストも実効をあげることができるという不可欠の前提が故に無視されている。

文部事務官鈴木寿雄氏は、一方で指導主事研究協議会・文部教研・技術科の各種研究会等々の会の席上で「安全テスト」の使用を強要し、他方では、みずから編著者となつて技術科用の「工作機械の安全テスト」を某出版社から売り出している。技術利用の「安全テスト」は、いまのところわが国にはこれ一つしかない。すでにこのことを知つた現場教師の怒りは各地に出てゐるが、ここでは若干のその問題点を指摘しておきたい。

第一に、鈴木寿雄氏は、この市販の「安全テスト」において、あたかも工作機械のすべてが危険なシロモノであるかの如くに装つてゐる。すでに第1節でも指摘したように、技術科のかでとくべつに危険なもののは木工機械なのであるから、安全対策をたてるためには、このことをはつきりさせることはぜひとも必要

なのである。鈴木氏は、技術科の災害の実態を表5の如くにして示している。

この表5は、前掲の表3とほぼ同様のものである。ここで鈴木氏は故意に重要な操作を加えている。すなわち、学校安全会の調査では、「木工」と「機械」とが区別されて記載され「木工」の危険性を明瞭に示されているところを、二件しかない「機械」の災害と六六件もある「木工」の災害をまとめ勝手に「工作機械」と題しているのである。したがって、何も知らずに鈴木氏のこの表をみれば、「工作機械」というのはずいぶんあぶないんだな、ということになってしまい、「木工」機械に対する危険感がうすらげられるのである。技術関係にくわしい鈴木氏のことだから、「工作機械」といえばふつう誰でも旋盤(金工)・ボール盤・フライス盤等々を念頭に浮かべることを承知のうえでこうした変更を加えたことは疑いの余地がない。こうして、学習指導要領によって強制された、危険きわまりない木工機械の使用が合理化されるわけである。ちなみに、37年4月1日現在の技術科の機械整備状況は表6のとおりである。危険な木工機械がいかに多いかがわかる。

安全テスト」は、以上のようなことか
ら、技術科の使用される機械の大部分
を、(丸のこ盤はとくべつに危険である
といふことを指摘せずに)網羅してい
る。この内容の検討は別の機会にゆずる
ほかはないが、もう一つ看過できないの
は、安全テストの「教師用手びき」の末
尾の、本書全体を見渡してもそこだけ全
文ゴックの「災害に対する教師の責任」と題した現場教師に対する威嚇的な
授業中に、不幸にして生徒が重大な
災害を受けたばあい、しばしば教師の
責任が問題になるが、その主たる原因
が教師の「過失」によるものでない
かぎり、刑事上の責任(業務上過失傷
害罪)、民事上の責任(損害賠償)、行政
上の責任(懲戒処分)のいずれも問
われることはない。しかし、教師の
「過失」の範囲については、教育委員
会の「学校管理規則」などに明文化さ
れていないため、実際には、教師は無
限責任を負わされている。このたた
め、ただ「職務に忠実であった」と
いう主観的な陳述だけでは、法的には
免責されないことがある。このような
ばあい、この「安全テスト」は、客観的
にして有力な反証資料となるであろ
う。(傍線は引用者)

教育』63年8月号60ページ以下に収録さ
れている)この長崎県教委通達は、木工機械につ
いては事実上の禁止に近い厳重な文章で
つづられている。〔佐々木享『技術教
育』前掲誌、原正敏『技術科における安
全管理・安全指導』『生活教育』63年8
月号)「通達」を出さないよりは良心的だとい
えばそれまでだが、何らの予算もともな
く許しがたい行為である。

5

右に言及した長崎県の刑事件は、結
局不起訴処分となつたらしく。「らし
い」というのは、災害の起きた月日・状
況・災害の程度をふくめて事件の経過が
少しもわかつてないからである。(今
後、技術科教育の安全管理の対策をた
てるためにも、長崎県教委あたりからの
詳細な報告が提出されることを望んでや
まない)わかっていることは、事件の後

(62年6月2日付)で、おそらくは不起
訴処分となりかえり、長崎県教委から
「技術・家庭科施設設備の安全管理対策と
事故防止について」という通達が出たとい
う事実である。〔通達〕の全文は、日
教組『第三回夏期教科研究集会討議資
料』三四ページ以下、および、『技術

もつば訓話的な安全指導講習会を開
催する事実である。

き、かつ、本年4月27日付で、改めて前の「通達」よりはすっと語調の柔い、しかし依然として専ら責任を教師に転化する「通達」を出し直している。

なおことで、木工機械のうちでも丸のこ盤はとくに危険なものなので、一般の生産現場では、女子および年少労者は労働基準法に基づく女子・年少労者労働基準規則で禁止されていることを附言しておかねばならない（原正敏『生活教育』前掲誌、および『技術教育』62年10月号34ページ）。われわれが要求しているのは、技術科教育においても、せめて一般の労働法規が要求する水準の安全管理を守れということであるが、これに対しても文部省の鈴木寿雄氏は、「同規則はあくまでも使用者と労働者との業務上のとりきめであり、これをそのまま教育の場に適用することは、すじがちがう」とあくまで強弁し、さらに、「五〇名が三〇名に減ったとしても、私は生徒の災害はなくならないと思う」とまでいつている（『日本教育新聞』38年9月30日）。

6

以上みてきたことをまとめても災害は減らないだろとうといふ残酷な発言をと、文部省をはじめとする行政当局は、子どもの安全を守るために、何らの具体的策をもたず、それのみでなく何らの誠意

をも示さないといふことに尽きる。逆にいうと、子どもの安全を守るかどうかは、われわれの誠意とたたかいにかかる「通達」を出し直している。

なおことで、木工機械のうちでも丸のこ盤はとくに危険なものなので、一般の生産現場では、女子および年少労者は労働基準法に基づく女子・年少労者労働基準規則で禁止されていることを附言しておかねばならない（原正敏『生活教育』前掲誌、および『技術教育』62年10月号34ページ）。われわれが要求しているのは、技術科教育においても、せめて一般の労働法規が要求する水準の安全管理を守れということであるが、これに対しても文部省の鈴木寿雄氏は、「同規則はあくまでも使用者と労働者との業務上のとりきめであり、これをそのまま教育の場に適用することは、すじがちがう」とあくまで強弁し、さらに、「五〇名が三〇名に減ったとしても、私は生徒の災害はなくならないと思う」とまでいつている（『日本教育新聞』38年9月30日）。

一学級の生徒数が三〇人になつても災害は減らないだろとうといふ残酷な発言をい逃げの詭弁にすぎない。

以上みてきたことをまとめても災害は減らないだろとうといふ残酷な発言をと、文部省をはじめとする行政当局は、子どもの安全を守るために、何らの具体的策をもたず、それのみでなく何らの誠意

をも示さないといふことに尽きる。逆にいうと、子どもの安全を守るかどうかは、われわれの誠意とたたかいにかかる「通達」を出し直している。

第三に、そして教師としてのわれわれが近辺の学校に波及しつつあるといふ千葉県の状況を、文部省はどう解するのであるうか。

（したがって教師の持時間数が多くなることを覚悟のうえで）に決めたところ、

これが近辺の学校に波及しつつあるといふ千葉県の状況を、文部省はどう解するのであるうか。

さしことに、技術科における安全の問題についてのわれわれの考えをまとめておきたい。

まず第一に、安全規則を守らせる等の

子ども対象の「安全管理」と、文部省・教委・学校当局の責任において守るべき施設設備・教育条件等の「安全管理」とを区別して考えること。「安全管理」と「安全管理」を混同することは、管理の責任をあいまいにすることがある。安全管理にかかる労働法規では使用者の守るべき事項と労働者の守るべき事項が明確になつてゐるが、学校教育では、使用者側（文部省・教委）と労働者（教師）と生徒の守るべき事項が全く混同されてい

る。

第二に、したがって、文部省・教委等

の当局者に、技術科教育において必要な安全管理の内容を明示させ、これを具体的に守らせることが必要である。その内

容は、少くとも現行の労働法規の要求す

る水準以上のものでなければならぬ。

具体的には、一時に指導する生徒数は少

くとも二〇名以下になるであろうし、丸のこ盤の使用は禁止されることになる。

第三に、そして教師としてのわれわれ

にはとくに重要なことであるが、技術科

教育のあり方を、子どもの安全を守るこ

とを含めて根本的に検討しなければなら

ない。

今回の報告では、問題の重要性に照ら

して、焦点を「安全管理」にしぼってし

まつたので、他の問題の研究の経過や内

容については別の機会に報告することに

したい。なお、報告をまとめるに当つて

は、若干の私見もまじえたことを諒解し

ていただきたい。

